

「岡山県太陽光発電施設の 安全な導入を促進する条例」 を制定しました。

条例制定の背景・目的

太陽光発電の導入は、再生可能エネルギーの普及に向けた有効策です。一方、その導入にあたっては、安全性確保や環境保全などについて、県民から不安の声が出ているケースもあります。

こうした県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的に、「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」（以下、「条例」といいます。）を制定しました。

対象施設

太陽光発電施設

（建築基準法に基づく建築物に
設置されるものを除く。）

施行日

令和元年10月1日

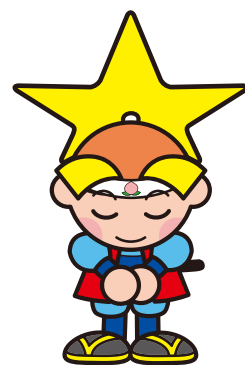


条例のポイント1

太陽光発電施設（以下、「施設」といいます。）の設置者は、県が定める次の事項を守るよう努めなければなりません。

県が定める事項

- 地域住民との適切なコミュニケーション
- 適切な土地の選定、開発計画の策定、設計及び施工
- 稼働音、電磁波、反射光等に対する地域住民や周辺環境への配慮
- 保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築及び実施
- 破損による被害発生等の市町村等に対する連絡及び施設外へ影響が及ばないための適切な措置
- 防災、安全、環境保全、景観保全等に関する対策の実施確認や近隣への配慮
- 固定価格買取制度による調達期間終了後の事業継続
- 事業終了後の速やかな施設撤去等の必要な措置



©岡山県「ももっち」

条例のポイント2

土砂災害の発生する恐れが特に高い次の区域について、施設の設置を禁止します。

設置禁止区域

- **砂防指定地** (砂防法第2条・岡山県砂防指定地等管理条例第2条第1項)
- **地すべり防止区域** (地すべり等防止法第3条第1項)
※地すべり防止区域の所管は、国土交通省、農林水産省及び林野庁に分かれています。
- **急傾斜地崩壊危険区域** (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)
- **土砂災害特別警戒区域** (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)

設置禁止区域に例外的に設置する場合には、出力規模に関わらず、知事による許可が必要です。(条例第5条)



条例のポイント3

土砂災害の発生する恐れが高い次の区域について、施設の設置に適さない区域とします。

設置に適さない区域

- **土砂災害警戒区域** (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項)

設置に適さない区域に発電出力50kw以上の施設を設置する場合は、
工事に着手する60日前までに、知事への届出が必要です。(条例第6条)

その他

県は、許可申請又は届出を行った施設等に対し、必要に応じて立入調査、指導、助言等を行うことができます。(条例第7条、第8条)

また、設置許可に付した条件に違反した施設等に対し、許可の取り消しや施設の撤去等を命じることができるほか、許可を取り消した設置者等の氏名、住所等を公表することができます。(条例第9条、第10条、第11条)

事業計画作成から事業終了までの条例の主な考え

事業計画作成

施設設置工事

事業実施
(維持管理)

事業終了
(施設撤去)

この期間、「地域住民との適切なコミュニケーション」から「事業終了後の速やかな施設撤去等の措置」までの各事項を守り、守るよう努める必要があります。 **条例のポイント1**



©岡山県「ももっち」

事業計画作成において、

●「設置禁止区域」に施設を設置しない計画とします。 **条例のポイント2**

→ 例外的に設置する場合、要許可。

●「設置に適さない区域」に可能な限り施設を設置しない計画とします。 **条例のポイント3**

→ 発電出力50kw以上の施設を設置する場合、要届出(工事着手の60日前までに)。

よくある質問とその答え

問 1

条例が施行された場合、岡山県内で施設を設置するためには、条例の対象となる全ての施設について必ず許可又は届出が必要になるのですか。

答 1

条例の施行後に許可又は届出が必要となるのは、設置禁止区域又は設置に適さない区域に施設を設置しようとする場合のみです。

問 2

地域住民との適切なコミュニケーションなどの県が定める事項は、施設の設置場所や規模等にかかわらず、全ての施設の設置者が守るよう努める必要があるのですか。

答 2

条例のポイント1に県が定める事項を記載していますが、これらについては、施設の設置場所や規模、設置時期等にかかわらず、全ての条例の対象施設の設置者が守るよう努める必要があります。

問 3

条例の施行前に、既に設置禁止区域又は設置に適さない区域に設置している施設についても、条例の施行後に許可又は届出が必要ですか。

答 3

条例の施行時点で、設置工事に着手済みの施設については、許可又は届出は不要です。なお、こうした既に設置工事に着手済みの施設であっても、条例施行後に増設する場合は、許可又は届出が必要になります。

問 4

条例における設置禁止区域及び設置に適さない区域は、どのように確認するのですか。

答 4

条例では、既存法令により土砂災害の危険性が高い区域等として定められている区域を、設置禁止区域又は設置に適さない区域としています。

区域の詳細は、各既存法令の担当窓口にお尋ねください。(担当課の連絡先等は、本リーフレットの最後にある「問い合わせ先」に記載しています。)

なお、設置禁止区域に施設を設置する場合、工事内容によっては、条例以外に各既存法令に基づく許可が必要となる場合があります。

問 5 条例に違反した場合、罰則はありますか。

答 5 条例では罰則規定を設けていません。なお、設置禁止区域に無許可で設置した施設等に対しては、施設の撤去等を命じることができることとしています。

また、条例に違反した場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)第9条第1項の認定を受けている事業者については、その認定を取り消されることがあります。

問い合わせ先

条例全般

©岡山県「ももっち・うらっちと仲間たち」

岡山県環境文化部環境企画課 新エネルギー・温暖化対策室



住 所 : 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

電 話 : 086-226-7298

F A X : 086-231-8094

電子メール : ontai@pref.okayama.lg.jp

※条例の詳細は、次のホームページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/28/>

砂防指定地、地すべり防止区域（国土交通省所管）、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の区域確認

担当窓口	電話番号	担当窓口	電話番号
備前県民局建設部 管理課	086-233-9877	備中県民局建設部 新見地域管理課	0867-72-9170
備前県民局建設部 東備地域管理課	0869-92-5170	美作県民局建設部 管理課・建設企画課	0868-23-1437
備中県民局建設部 管理課	086-434-7062	美作県民局建設部 真庭地域管理課	0867-44-3116
備中県民局建設部 井笠地域管理課	0865-69-1634	美作県民局建設部 勝英地域管理課	0868-73-4061
備中県民局建設部 高梁地域管理課	0866-21-2854		

地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）の区域確認

担当窓口	電話番号	担当窓口	電話番号
備前県民局農林水産事業部 農地農村計画課（岡山市以外）	086-233-9829	美作県民局農林水産事業部 農地農村計画課 岡山市北区役所土木農林分室	0868-23-1321 086-286-9071
備中県民局農林水産事業部 農地農村計画課（倉敷市以外）	086-434-7034	倉敷市船穂支所産業係（旧船穂町内） 倉敷市真備支所産業課（旧真備町内）	086-552-5110 086-698-8114

地すべり防止区域（林野庁所管）の区域確認（倉敷市は該当地区なし）

担当窓口	電話番号	担当窓口	電話番号
備前県民局農林水産事業部 森林整備課（岡山市以外）	086-233-9834	美作県民局農林水産事業部 森林整備課 岡山市産業観光局農林水産部 農林水産課	0868-23-1386 086-803-1345
備中県民局農林水産事業部 森林整備課	086-434-7061		

区域については、施設の設置場所及び該当する禁止区域に応じ、それぞれの担当窓口にご確認ください。

備前県民局管内

- 岡山市 ○玉野市 ○瀬戸内市 ○吉備中央町
- 東備地域（備前市、赤磐市、和気町）

備中県民局管内

- 倉敷市 ○総社市 ○早島町
- 井笠地域（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）
- 高梁地域（高梁市）
- 新見地域（新見市）

美作県民局管内

- 津山市 ○鏡野町 ○久米南町 ○美咲町
- 真庭地域（真庭市、新庄村）
- 勝英地域（美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村）